

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月25日
【事業年度】	第13期(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)
【会社名】	株式会社バリューHR
【英訳名】	Value HR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 美智雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番14号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番5号
【電話番号】	03-6380-1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 遠藤 良恵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年2月17日に提出いたしました第13期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の記載事項に一部誤りがありました。また、添付しております連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対する独立監査人の監査報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、当社は当社監査人である明治監査法人より、正式な独立監査人の監査報告書をいただいておりますが、当社での訂正報告書の作成にあたり、一部記載内容が相違したためであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

###### (1) 連結財務諸表

###### 注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(金融商品関係)

[監査報告書]

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

###### (1)【連結財務諸表】

###### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

###### 4. 会計処理基準に関する事項

###### (3) 重要な引当金の計上基準

(訂正前)

###### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては貸倒引当金として計上すべきものはありません。

(訂正後)

###### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(金融商品関係)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(訂正前)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。 <(注)2参照>  
前連結会計年度(平成24年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	561,657	561,657	-
(2) 売掛金	198,911	198,911	-
(3) リース投資資産	176,315	175,599	715
(4) 未収入金	129,530	129,530	-
(5) 長期性預金	290,000	290,000	-
資産計	1,356,413	1,355,697	715
(1) 買掛金	61,465	61,465	-
(2) 未払金	124,585	124,585	-
(3) 営業預り金	320,322	320,322	-
(4) 短期借入金	31,336	31,336	-
(5) 長期借入金(1年以内に返済する 長期借入金を含む。)	1,802,599	1,886,466	83,867
(6) リース債務(1年以内に返済する リース債務を含む。)	175,390	175,338	51
負債計	2,515,697	2,599,512	83,815
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（平成25年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,641,657	1,641,657	-
(2) 売掛金	233,743	233,743	-
(3) リース投資資産	120,245	118,629	1,616
(4) 未収入金	117,951	117,951	-
(6) 長期未収入金 貸倒引当金	31,698 31,698		
差引	-	-	-
資産計	2,113,596	2,111,980	1,616
(1) 買掛金	84,641	84,641	-
(2) 未払金	126,123	126,123	-
(3) 営業預り金	387,159	387,159	-
(4) 短期借入金	16,668	16,668	-
(5) 長期借入金（1年以内に返済する 長期借入金を含む。）	1,661,227	1,732,665	71,438
(6) リース債務（1年以内に返済する リース債務を含む。）	119,621	118,040	1,581
負債計	2,395,441	2,465,298	69,857
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

(6) 長期未収入金

長期未収入金は、回収可能性を適切に見積もり、貸倒引当金を計上しているため当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 営業預り金、(4) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務（1年以内に返済するリース債務を含む。）

リース債務の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
敷金及び保証金	76,702	38,134
長期預り保証金	56,048	91,398

上記のうち敷金及び保証金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であること又賃借人から預託されている長期預り保証金についても、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	561,657	-	-
売掛金	198,911	-	-
リース投資資産	56,069	120,245	-
未収入金	129,530	-	-
長期性預金	290,000	-	-
合計	1,236,167	120,245	-

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	1,641,657	-	-
売掛金	233,743	-	-
リース投資資産	57,251	62,994	-
長期未収入金(注)	-	-	-
合計	2,050,604	62,994	-

(注) 長期未収入金については、償還予定日を明確に把握できないため含めておりません。

(訂正後)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。＜(注)2参照＞  
前連結会計年度(平成24年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	561,657	561,657	-
(2) 売掛金	198,911	198,911	-
(3) リース投資資産	176,315	175,599	715
(4) 未収入金	129,530	129,530	-
(5) 長期性預金	290,000	290,000	-
資産計	1,356,413	1,355,697	715
(1) 買掛金	61,465	61,465	-
(2) 未払金	124,585	124,585	-
(3) 営業預り金	320,322	320,322	-
(4) 短期借入金	31,336	31,336	-
(5) 長期借入金(1年以内に返済する 長期借入金を含む。)	1,802,599	1,886,466	83,867
(6) リース債務(1年以内に返済する リース債務を含む。)	175,390	175,338	51
負債計	2,515,697	2,599,512	83,815
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,641,657	1,641,657	-
(2) 売掛金	233,743	233,743	-
(3) リース投資資産	120,245	118,629	1,616
(4) 未収入金	117,951	117,951	-
(6) 長期未収入金	31,698		
貸倒引当金(1)	31,698		
差引	-	-	-
資産計	2,113,596	2,111,980	1,616
(1) 買掛金	84,641	84,641	-
(2) 未払金	126,123	126,123	-
(3) 営業預り金	387,159	387,159	-
(4) 短期借入金	16,668	16,668	-
(5) 長期借入金(1年以内に返済する 長期借入金を含む。)	1,661,227	1,732,665	71,438
(6) リース債務(1年以内に返済する リース債務を含む。)	119,621	118,040	1,581
負債計	2,395,441	2,465,298	69,857
デリバティブ取引	-	-	-

(1) 長期未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

(6) 長期未収入金

長期未収入金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 営業預り金、(4) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年以内に返済する長期借入金を含む。)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務(1年以内に返済するリース債務を含む。)

リース債務の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
敷金及び保証金	76,702	38,134
長期預り保証金	56,048	91,398

上記のうち敷金及び保証金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であること又賃借人から預託されている長期預り保証金についても、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	561,657	-	-
売掛金	198,911	-	-
リース投資資産	56,069	120,245	-
未収入金	129,530	-	-
長期性預金	290,000	-	-
合計	1,236,167	120,245	-

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	1,641,657	-	-
売掛金	233,743	-	-
リース投資資産	57,251	62,994	-
未収入金	<u>117,951</u>	-	-
長期未収入金(注)	-	-	-
合計	2,050,604	62,994	-

(注)長期未収入金については、償還予定期日を明確に把握できないため含めておりません。

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月17日

株式会社バリューHR

取締役会 御中

明治監査法人

代表社員 公認会計士 堀江 清久  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 来田 弘一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューHRの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューHR及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社バリューHRが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成26年3月27日に監査報告書を提出した。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月17日

株式会社バリューHR

取締役会 御中

明治監査法人

代表社員 公認会計士 堀江 清久  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 来田 弘一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューHRの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューHR及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成26年3月27日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。